

指針で定めるがん検診の内容

- 厚生労働省は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添）を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進。

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか	50歳以上 ※当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可	2年に1回 ※当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳代	2年に1回
	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	30歳以上	2年に1回
	問診、視診及びHPV検査単独法 ※実施体制が整った自治体で選択可能		5年に1回 ※罹患リスクが高い者については1年後に受診
肺がん検診	質問（問診）、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上 ※喀痰細胞診については原則として50歳以上の重喫煙者（喫煙指数600以上の者）のみ	年1回
乳がん検診	質問（問診）及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ） ※視診、触診は推奨しない	40歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回

過去の対策型検診までの導入過程

第42回がん検診のあり方に関する検討会
令和6年7月4日 資料1

導入年	がん種	検診項目	
平成12年	乳がん	マンモグラフィ	50歳以上に対し2年に1回
平成16年	子宮頸がん	変更なし	対象年齢・受診間隔の変更 (30歳以上→20歳以上、1年に1回→2年に1回)
	乳がん	変更なし	対象年齢の変更(50歳以上→40歳以上)
平成28年	胃がん	胃内視鏡検査	50歳以上に対し2年に1回
	胃がん	胃部エックス線検査	対象年齢・受診間隔の変更 ※「当面の間」の規定あり (40歳以上→50歳以上、1年に1回→2年に1回)
令和5年	子宮頸がん	HPV検査単独法	30歳以上に対し5年に1回 ※実施体制が整った自治体で選択可能

	令和5年度 HPV検査単独法		平成28年度 胃内視鏡検査	
有効性評価に基づくがん検診ガイドライン	令和2年3月31日	有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン2019年度版公表	平成27年3月31日	有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン2014年度版公表
検診検討会における検討	令和3年3月17日 令和4年5月25日	第32・35回検討会 研究班の進捗状況の報告	平成26年9月28日 ～ 平成27年7月30日	第9回～第15回検討会
	令和5年6月2日 ～ 令和5年12月28日	第38～40回検討会 導入に向けた議論		
	令和6年2月9日 (持ち回り)	第41回検討会 指針案、マニュアル案	平成27年9月29日	検診検討会中間報告書
公表	令和6年2月	「対策型検診におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」の公表	平成28年1月	「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」の公表
	令和6年2月14日	指針改正	平成28年2月4日	指針改正

京都府胃がん内視鏡検診の実施状況について

< 府内胃がん内視鏡検診の実施状況 >

- ・ 久御山町（H20年度～、H29年度～二次読影）、京都市（H29年6月～）、福知山市（R2年5月～）
- ・ 平成30年3月 京都府生活習慣病検診等管理指導協議会がん検診部会
第1回胃がん検診ワーキングを開催
- ・ 令和5年9月 府内広域での受診が可能となる、**京都府胃がん内視鏡検診管外受診制度※**を開始
同制度を活用し、向日市、長岡京市、大山崎町で胃がん内視鏡検診を開始

	胃がん内視鏡検診の実施市町村数
令和5年度	6（管外受診制度3、自治体独自3）
令和6年度	16（管外受診制度14、自治体独自2）
令和7年度（予定）	18（管外受診制度16、自治体独自2）



※京都府胃がん内視鏡検診管外受診制度

- ・ 検診実施主体である市町村と一般社団法人京都府医師会が委託契約を締結
- ・ 府内の実施認定医療機関であれば、どこでも受診可能
例：向日市在住で、勤め先が宇治市内にある場合、職場近くの医療機関で検診を受けることができる
- ・ 受診者は、身近な場所や受診可能な日時で医療機関を選択できる

京都府生活習慣病検診等管理指導協議会がん検診部会 子宮頸がん検診ワーキング設置について

1 趣旨・目的

令和6年度から対策型の子宮頸がん検診において、HPV検査単独法が導入され、要件を満たす市町村について実施が可能となったが、検査結果によって次回の検査時期や検査内容が異なる等、アルゴリズムの複雑性があり、関係機関と協力した精度管理体制の構築が求められている。

そこで、府内広域での体制整備を行い、実施スキームや精度管理方法等について検討する。

2 構成

- ・ 一般社団法人京都府医師会
- ・ 京都産婦人科医会
- ・ 京都府生活習慣病検診等管理指導協議会がん検診部会（子宮がん）
- ・ 京都府市長会
- ・ 京都府町村会
- ・ 京都市
- ・ 京都府健康福祉部保健医療対策監
- ・ オブザーバー 検診機関

3 検討事項

- ・ 府内における子宮がん検診の現状把握とHPV検査単独法導入にかかる課題整理
- ・ アルゴリズムに基づく検診の実施体制の検討

4 今後のスケジュールについて

- ・ 令和6年度中に第1回目を開催し、導入にかかる各機関の状況把握と課題整理
- ・ 令和7年度以降、市町村・医療機関の体制、受診者情報管理等の検討、実施に向けた調整、導入後の事業評価とスキームの再検討